

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（総務課）

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（職員課）

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（ク）

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令（企画課）

## 訓 令

### 鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第五号中

賞 状  
表 彰 状  
感 謝 状

を 縦書きの文書用

に改め、同表十三

の項を次のように改める。

十三 地方機関の内

部組織の長印

第一号

鳥取県何所（機  
関の内）部組  
長印

二二ミリメートル平方

機関の内  
部の組  
織の長

別表十四の項中

第二号

鳥取県何所  
（機関名）  
出納員 印

一八ミリメートル平方

出 納 員

を

第二号

鳥取県何所  
（機関名）  
出納員 印

一八ミリメートル平方

出 納 員

第 三 号
鳥取県何 (機 関の内部組織 名) 出納員印
一八ミリメートル平方
出 納 員

改め、同表に二十三の項として次の一項を加える。

二十三 地方機関の 内部組織の 印 第 一 号	鳥取県何 (機 関の内部組織 名) 印	三〇ミリメートル平方	機関の内部 組織の長
-------------------------------------	---------------------------	------------	---------------

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 (第3条の3関係)

公 印 台 帳

号 印 影	登録年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	抹消年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
管 守 者						

附 則

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

**鳥取県訓令第二号**

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程 (昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号) の一部を次のように改正する。  
別表農業大学の項第一号及び第二号中「教育部」を「教育研修部」に改める。

附 則

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

**鳥取県訓令第三号**

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程 (昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号) の一部を次のよ

うに改正する。

第二十七条第三項中「当該申請内容について意見等を記載した別に定める報告書とともに」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、所属長は、当該申請が勤務面に関する健康管理区分の変更を伴うとき等で意見を付す必要があると考えられるときは、当該申請に意見等を記載した別に定める報告書を添付しなければならない。

別表第三の一の項中「鳥取県職員診療所医師である者」を「職員課長が指名する医師」に改め、同表の三の項中「郡家保健所長の職にある者」を「鳥取保健所長が医師である所属職員のうちから指名する者」に改め、同表の六の項中「根雨保健所長の職にある者」を「米子保健所長が医師である所属職員のうちから指名する者」に改める。

附 則

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程（昭和五十八年十一月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改める。

第二条第一号中「出納室長」を「出納局の各課長」に改める。

第三条第一項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第四条の見出し中「人事課」を「企画課」に改め、同条中「人事課」を「企画課」に、

「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 電算処理を行うためのシステム（企画課が所管するものに限る。）の管理及びその運用に関すること。

第五条及び第六条中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第七条第一項中「人事課長」を「企画課長」に改め、同条第二項中「人事課長」を「企画課長」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「人事課長」を「企画課長」に改める。

様式第一号中「総 務 部 課 長」を「企 画 課 長」に、「人事課」を「企画課」に改める。

様式第二号中「課」を「課」に、「総 務 部 課 長」を「企 画 部 課 長」に、「人事課」を「企画課」に改める。

附 則

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。